スポーツ及びレクリエーション目的以外の利用予約について

スポーツ及びレクリエーション目的以外の利用予約についてご案内です。

令和８年１月以降、スポーツセンターの競技場・柔道場・剣道場・軽運動室・体育室における、スポーツ及びレクリエーション目的「以外」での利用は、全面専用のみ予約できます。

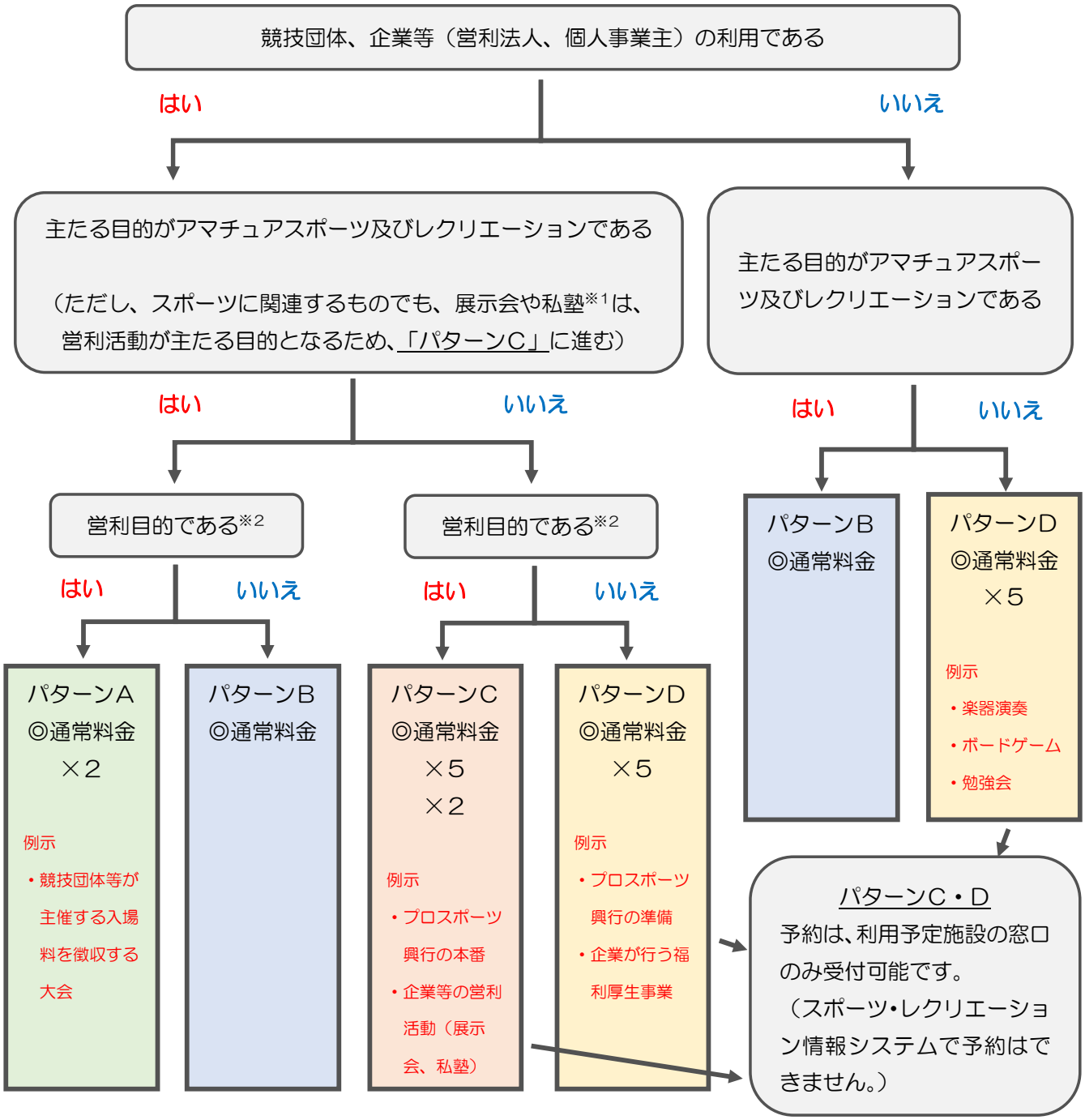
予約方法はスポーツセンターの窓口または電話予約のみとなりますので、本システムでの予約はできません。利用予定の施設に直接お問い合わせください。

（注）スポーツ関連のご利用においても営利活動が主たる目的の場合は、スポーツ及びレクリエーション目的「以外」の扱いとなります。詳細は２ページ目の資料をご確認ください。

＜問い合わせ先＞
ご利用予定のスポーツセンターに直接お問い合わせください

スポーツ市民局スポーツ施設課
（０５２）９７２－３２６３

第１・２・３競技場、柔道場、剣道場、軽運動室、体育室の利用の取扱いフローチャート



※１　私塾とは、営利企業等が営利活動を目的としてスポーツ活動や文化活動を申込施設に限らず定期的（１年間に２回以上）に開催するもの。

※２　営利目的とは、入場料その他これに類するものを徴収や、営利活動（販売、宣伝、事業等の本来活動）を行うこと。ただし、準備のように入場料を徴収せず営利活動が伴わない場合は「いいえ」に進む。

利用パターン：　Ａ　・　Ｂ　・　Ｃ　・　Ｄ　（丸をつけてください）

利用団体名：

代表者名：

連絡先：（　　―　　―　　）　記入日：　　年　　月　　日